

令和元年度

定期監査集録

財政援助団体監査集録

工事監査集録

瀬戸市監査委員

# 目 次

## 定期監査

1	経営戦略部	情報政策課	1
2	健康福祉部	社会福祉課	3
3	都市整備部	下水道課・浄化センター管理事務所	5
4	市民生活部	税務課	7
5	健康福祉部	高齢者福祉課	9
6	教育部	図書館	12
7	出納室	会計課	14
8	健康福祉部	国保年金課	15
9	教育部	学校教育課 小学校 (陶原、東山、萩山、西陵、八幡、掛川小学校) 中学校 (品野中学校)	17
10	都市整備部	水道課・浄水場管理事務所	20
11	市民直轄組織	まちづくり協働課	23
12	健康福祉部	こども未来課	25
13	都市整備部	建設課	27
14	地域振興部	産業政策課	29
15	健康福祉部	保育課	31
16	消防本部	消防課・消防署	33
17	都市整備部	都市計画課	35
18	健康福祉部	保育課 保育園 (幡山東、幡山南、原山、八幡保育園)	37

## 財政援助団体監査

1	瀬戸市スポーツ協会	39
	(地域振興部 スポーツ課)	
2	瀬戸市自治連合会	41
	(市長直轄組織 まちづくり協働課)	

## 工事監査

1	瀬戸市立小中一貫校建設工事 (教育部 教育政策課)	42
---	---------------------------	----

# 監査報告書

- 第1 監査対象 経営戦略部 情報政策課
- 第2 監査期間 令和元年8月1日から令和元年9月24日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

##### ア 業務委託契約書（統合内部情報システム保守）

(ア) 契約約款の第6条で、独占禁止法の第8条第1号が第8条第1項第1号と、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。

(イ) 契約約款の第13条で、瀬戸市長期契約を締結できる契約を定める条例の適用条項が誤っている。

##### イ 業務委託契約書（住民情報システムサポート）

(ア) 契約約款の第6条で、独占禁止法の第8条第1号が第8条第1項第1号と、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。

(イ) 契約約款の第13条で、瀬戸市長期契約を締結できる契約を定める条例の適用条項が誤っている。

ウ 賃貸借契約書（住民情報システムソフトウェア）

- （ア） 契約約款の第5条で、独占禁止法の第8条第1号が第8条第1項第1号と、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。

ここに挙げた点については、前回の定期監査において指摘をした注意事項、または、平成30年度に文書において是正指導を行ったところであるが、同様の誤りがないか他の契約書の内容を確認し、法令等を確認のうえ、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

（2） 財産管理事務

ア 備品管理

- （ア） デジタルリサーチパークセンターに設置されている備品がすべて情報政策課になっている。（100件）

前回の定期監査で、設置場所が異なることを指摘したところであるが、財産管理事務は、台帳に記載した財産が個別に特定する必要があるため、設置場所や、物品番号等の正確な表示、同じ物品が多数存在する場合は別台帳で容易に財産を特定できる工夫をするなど、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

（1） 指定管理事務

ア 備品管理

- （ア） 指定管理者が購入した物品が、瀬戸市備品台帳に登録されていない。

（2） 財産管理事務

ア 備品管理

- （ア） 設置場所の表示が「瀬戸市役所及び本市出先機関等」となっており、設置場所が特定できない。

物品番号 104007 から 104038 まで

コンピュータ関連機器（メディアコンバータ 32件）

- （イ） 台帳管理がされていない。

物品番号 5617 から 5620 まで 伝送路

- （ウ） 設置場所が異なっているもの。

①物品番号 7596 テレビ

②物品番号 8726 テレビ

③物品番号 10327 テレビ

- （エ） 設置場所が異なっており、かつシールで管理されていないもの。

①物品番号 8851 テレビ

②物品番号 9998 テレビ

以 上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 健康福祉部 社会福祉課
- 第2 監査期間 令和元年8月1日から令和元年9月24日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

##### ア 業務委託契約書（訪問入浴サービス事業委託）

契約書の内容が、行政課の示す標準契約書の内容となっておらず、また、当該契約は、単年度で契約締結すべきであるが、契約の更新の条文があり自動更新となっている。

平成30年度に行政課から各課（公所）長宛てに発出された契約事務に関する是正通知をもとに、法令等を確認のうえ、行政課の示す平成31年4月改正の標準契約書を参考にし、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

## 2 注意事項

### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書(瀬戸市学習支援事業運営業務委託(学校法人名古屋電気学園愛知工業大学))

契約書第7条で契約保証金を免除としているが、根拠となる瀬戸市契約規則の該当条項の記載がない。

イ 業務委託契約書(瀬戸市学習支援事業運営業務委託(愛知県公立大学法人愛知県立大学))

契約書第7条で契約保証金を免除としているが、根拠となる瀬戸市契約規則の該当条項の記載がない。

ウ 業務委託契約書(障害者相談支援事業の業務委託)

瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。

エ 賃貸借契約書(生活保護版レセプト管理システムクラウド賃借)

契約書に契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。

### (2) 財産管理事務

ア 備品管理

備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 104111 アコーデオンスクリーン

イトーキ VWSIPI9AVA

### (3) 庶務関係

ア 出納員関係

瀬戸市出納員等に関する規則に定められている出納員の身分を証する証票が作成されていない。

イ 臨時職員関係

臨時職員勤務実績報告書に超勤の記載があるが、臨時職員時間外(休日)勤務命令票が作成されていないもの。(3件)

以 上

# 監査報告書

第1 監査対象 都市整備部 下水道課・浄化センター管理事務所

第2 監査期間 令和元年8月1日から令和元年9月24日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 補助金等交付事務
- 4 財産管理事務
- 5 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

##### ア 下水道事業受益者負担金減免事務

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第10条において、減免を行う際には、国や地方公共団体に係る減免を除き、減免を受けようとする者から申請を受けた上で決定をしなければならないところ、減免の申請を受けずに減免がなされていた。

関係する例規を再度確認し、事務実態と規則の整合を図る等、見直しに関する検討を行った上、適正かつ効率的な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（西松山町地区舗装復旧実施設計その3業務委託）  
法令及び瀬戸市契約規則により、入札を行った上で契約を行うべき契約であるが、随意契約により契約が行われていた。

また、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により契約結果調書の公表対象案件であるが、公表がなされていない。

関係する法令等を確認の上、他の業務についても再度確認を行い、適切な事務処理を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則  
(ア) 別表第1及び第2の関係条文の表記が誤っている。

イ 督促状

(ア) 行政事件訴訟法に定められている教示の表記がなされていない。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（浄化センター運転管理業務委託）

(ア) 監督員任命の決裁で、決裁権者の押印がないが、公印使用の承認がなされ、文書が施行されている。

(3) 補助金等交付事務

ア 合併浄化槽設置整備事業補助金

(ア) 前回及び前々回の監査において指摘したところであるが、市税納付状況確認依頼の伺い決裁の一部で、施行年月日の記入がなされていない。

(4) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。  
物品番号 1970 トランシット

(イ) 備品シール等による管理がされていないもの。  
物品番号 1613 水屋戸棚

以 上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 市民生活部 税務課
- 第2 監査期間 令和元年9月2日から令和元年10月23日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年7月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 財産管理事務

ア 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 000751 書庫 I T O ST1202P アレンジャー

物品番号 011246 イトーキ KG635 事務椅子

前回の定期監査において、注意事項として指摘したところであるが、今回も同様の指摘となったため、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

### 2 注意事項

#### (1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書

決裁権者（課長）の押印のないもの。

- (2) 契約事務
  - ア 業務委託契約書（瀬戸市収納コールセンター業務委託）  
見積結果調書が作成されていない。
- (3) 財産管理事務
  - ア 備品管理
    - (7) 備品シール等による管理がされていないもの。  
物品番号 103406 コンピュータ関連機器  
(CREPiCO 口座振替受付端末)
    - (4) 設置場所が異なっているもの。  
物品番号 101518 電話機  
物品番号 101519 電話機

以 上

# 監査報告書

第1 監査対象 健康福祉部 高齢者福祉課

第2 監査期間 令和元年9月2日から令和元年10月23日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 指定管理事務
- 4 補助金等交付事務
- 5 財産管理事務
- 6 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（指定管理事務及び補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年7月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

ア 地域支援事業利用者負担金で、利用者が入金しているにもかかわらず、5月31日納期限の歳入の多数が未納の状態となっていた。

原因を究明するとともに、他の歳入についても再度確認を行った上、今後同様の事象が発生することがないように、すみやかに再発防止策を講じられたい。

#### (2) 契約事務

ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善

されたい。

(7) 契約事務に誤りがあり、入札参加者指名審査委員会に諮る対象の案件であるが、諮られていない。

(4) 消費税等改定の影響を受ける契約であるため、10月1日付けで変更契約を行うべきものであるが、行われていない。

(7) 法令により消費税が非課税の対象となる契約であるが、契約書の契約金額には「消費税及び地方消費税を含む。」とされている。

(エ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。

### (3) 指定管理事務

#### ア 老人憩いの家施設管理

基本協定書第7条第1項により、市に所有権が帰属する備品の取得を指定管理者が行っているが、市の備品台帳に登録がされていない備品があった。また、同条第3項で指定管理者に義務付けられている備品についての定期異動報告がなされていなかった。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、協定書で定められた備品の管理につき再度確認を行い、指定管理者を適切に指導監理するよう改善されたい。

### (4) 補助金等交付事務

#### ア 成年後見制度利用支援事業助成金

当該助成金の交付について、行政処分であるとの認識のもと、助成金決定通知書の様式に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がなされているが、瀬戸市行政手続条例に基づく事務が行われていなかった。

関係法規及び行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

### (5) 庶務関係

#### ア 現金・金券等保管関係

金庫の中に、過去の当該部署共有フォルダをコピーしたUSBメモリが保管されていた。

情報資産については、瀬戸市情報セキュリティポリシーに基づく適切な管理を行うよう改善されたい。

## 2 検討事項

### (1) 補助金等交付事務

#### ア 民間社会福祉法人補助金

補助金の交付要綱が定められているが、要綱の補助対象事業に定義されている引用法令に、該当する条項がない状態となっていた。

また、現在交付している補助金について、算定の根拠が明確になっていない状態となっていた。

税を原資とする市の補助金については、公平性や透明性、正確性の

観点から明確な算定根拠による説明責任が求められるため、要綱に基づく明確な算定根拠をいつでも示すことができるよう、事務の見直しを検討されたい。

### 3 注意事項

#### (1) 経理事務

##### ア 歳入関係

社会福祉使用料の職員等駐車場使用料は、瀬戸市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱第8条において使用月の末日までに納入しなければならないと定められているが、翌月に入金がされている施設がある。(老人憩いの家、水野在宅福祉センター)

#### (2) 財産管理事務

##### ア 備品管理

(7) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 1072 HTA 2 1 3 T T T E

HTT 2 1 9 H M S T E 保管庫スライドタイプ

物品番号 1124 富士通 ビブロNE 3 3 6, マウス ノートパソコン (ヘルパーステーションセット)

物品番号 100057 マッサージ機

パナソニック EP-1 2 1 0 P

物品番号 100058 マッサージ機

パナソニック EP-1 2 1 0 P

(4) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっており、かつ備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 1304 ウチダ 7 1 2-2 0 0 0 R-1 0  
ビリヤードセット

物品番号 144 ヨド YM-1 5 S 4. 6 物置

物品番号 929 シンポ RK-8 8 電動ロクロ

物品番号 879 ホウトク 千曲川 応接セット

#### (3) 庶務関係

##### ア 臨時職員関係

休暇簿で、前年度からの繰り越し日数が記入されておらず、当年度の休暇付与日数がわからないもの。(6人分)

以上

# 監査報告書

第1 監査対象 教育部 図書館

第2 監査期間 令和元年9月2日から令和元年10月23日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年7月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市立図書館警備業務委託）

- (ア) 契約約款に、契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。
- (イ) 契約約款に、談合その他不正に係る条項がない。

イ 業務委託契約書（瀬戸市立図書館電算システム利用・機器保守）

- (ア) 契約約款に、暴力団排除に関する条項がない。

ここに挙げた点については、平成30年度に文書において是正指導を行ったところである。契約制度総括部署が示す契約約款の内容を参考にし、法令等を確認のうえ、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

### 2 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市立図書館清掃業務委託）

契約約款第23条で、瀬戸市長期契約を締結できる契約を定める条例の適用条項が誤っている。

(2) 財産管理事務

一つの備品に対し、備品台帳に重複して登録があるものが複数ある。

(3) 庶務事務

ア 臨時職員勤務実績報告書

館長の印がもれているもの。(2件)

以 上

# 監査報告書

第1 監査対象 出納室 会計課

第2 監査期間 令和元年10月1日から令和元年11月25日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 補助金等交付事務
- 4 財産管理事務
- 5 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年8月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書（市税コンビニエンスストア収納業務委託）

契約書第27条第2項で、契約期間を通して予定される委託料の金額を想定すべきところ、「契約金額」としている。

#### (2) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの

物品番号 101484 事務椅子

以 上

# 監 査 報 告 書

第 1 監査対象 健康福祉部 国保年金課

第 2 監査期間 令和元年 1 月 1 日から令和元年 1 月 24 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 補助金等交付事務
- 4 財産管理事務
- 5 庶務関係

## 第 4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

ゆうちょ銀行で入金された国保料で、被保険者が入金しているにもかかわらず、催告状を送付し、重複納付を促してしまった。

原因を究明するとともに、他の歳入についても再度確認を行った上、今後同様の事象が発生することがないように、すみやかに再発防止策を講じられたい。

### 2 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 業務委託契約書（令和元年度瀬戸市国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導（動機づけ支援）委託業務）

契約書第 17 条の 2、第 19 条、第 20 条で、単価契約のため、契約期間を通して予定される委託料の金額を想定すべきところ、「契約金額」としている。

イ 業務委託契約書（令和元年度瀬戸市国民健康保険生活習慣病予防健康  
診査（短期人間ドック）委託業務その1）

契約書第11条の2、第13条、第14条で、単価契約のため、契約期間を通して予定される委託料の金額を想定すべきところ、「契約金額」としている。

ウ 業務委託契約書（令和元年度瀬戸市国民健康保険生活習慣病予防健康  
診査（短期人間ドック）委託業務その2）

契約書第11条の2、第13条、第14条で、単価契約のため、契約期間を通して予定される委託料の金額を想定すべきところ、「契約金額」としている。

エ 業務委託契約書（令和元年度瀬戸市後期高齢者医療健康診査委託業務）

契約書第17条の2、第19条、第20条で、単価契約のため、契約期間を通して予定される委託料の金額を想定すべきところ、「契約金額」としている。

(2) 財産管理事務

設置場所が異なっているもの

ア 物品番号 105069 事務机

イ 物品番号 105070 事務机

以 上

# 監査報告書

- 第1 監査対象** 陶原小学校、東山小学校、萩山小学校、西陵小学校、八幡小学校、掛川小学校、品野中学校
- 第2 監査期間** 令和元年11月1日から令和元年12月24日まで
- 第3 監査項目**
- 1 経理事務
  - 2 財産管理事務
  - 3 公印管理事務
  - 4 劇物・薬品類保管状況
  - 5 防災対策
  - 6 防犯対策
  - 7 設備安全点検

## 第4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年9月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 防災対策

ア 自動火災報知設備の点検結果について、2回連続して「不良」の指摘を受けていた。(八幡小学校)

自動火災報知設備は、火災の発生等を知らせるとともに建物内のベルを鳴らし、避難と初期消火活動を促す設備であり、火災が発生した際における人命に関わる極めて重要な設備であるという認識に立ち、早急に設備の不良を解消されたい。

## 2 検討事項

### (1) 防災対策

ア いずれの学校についても、消防計画書の条項に「別表4の「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。」とあるにもかかわらず、別表4「防火対象物維持台帳」が作成されていない。

別表4「防火対象物維持台帳」の必要性を精査し、整合性のとれた消防計画書となるよう検討されたい。

## 3 注意事項

### (1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書（学校教育課保管分）

(7) 決裁権者である学校教育課長の押印のないもの。

### (2) 財産管理事務

ア 備品管理

(7) 学校教育課管理の備品台帳に登録されているが、備品が見当たらないもの。

西陵小学校 物品番号 100258 録音・録画機器

(8) 設置場所が異なっているもの。

掛川小学校 物品番号 218-1 座高計

(9) 学校教育課管理の備品シールの物品番号が異なるもの。

西陵小学校 物品番号 100817 電光掲示板

(10) 学校教育課管理の備品シール等による管理がされていないもの。

西陵小学校 物品番号 104235 ピアノ

(11) 校務支援システム（C4th）の備品シール等による管理がされていないもの。

東山小学校 物品番号 167-1 地質模型

萩山小学校 物品番号 37-1 カウンター

八幡小学校 物品番号 269-1 窯炉

八幡小学校 物品番号 53-1 カウンター

### (3) 劇物・薬品類保管状況

ア 薬品台帳

(7) 薬品台帳には残量の記載があるが、実測がゼロであるもの。

品野中学校

### (4) 防災対策

ア 消防計画書

(7) 消防計画書に定められている防火管理委員会定例会が開催されていない。

陶原小学校

- (i) 消防計画書に定められている消防用設備等の自主点検が一部実施  
されていない。

東山小学校

以 上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 都市整備部 水道課・浄水場管理事務所
- 第2 監査期間 令和元年11月1日から令和元年12月24日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 財産管理事務
  - 4 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年9月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

##### ア 支出負担行為決議書

報償費の支払いの一部で、法令により定められた源泉徴収事務が行われていないものが見受けられた。

今回指摘した事例のみでなく、他の源泉徴収事務についても再度関係法令の確認を行うとともに源泉徴収事務の所管部署へ確認を行い、法令に基づく適切な源泉徴収事務を執り行うよう改善されたい。

### 2 注意事項

#### (1) 経理事務

##### ア 支出負担行為決議書

支出の根拠となる要領が添付されているが、表記されている法令の該当条項が誤っているもの。

(2) 契約事務

ア 物品購入契約書（全有機体炭素計（TOC計））

施行伺いが、入札参加者指名審査委員会の審査前に決裁されている。

イ 単価契約書（馬ヶ城浄水場ろ過池砂揚工事）

単価契約の場合の解除違約金等の額は、契約期間を通して予定される額を基に規定すべきところ、契約単価を基に規定している。

ウ 業務委託契約書（水道汚泥リサイクル処理業務（単価契約））

単価契約の場合の解除違約金等の額は、契約期間を通して予定される額を基に規定すべきところ、契約単価を基に規定している。

エ 業務委託契約書（穴田配水場耐震診断調査業務委託）

施行伺いが、入札参加者指名審査委員会の審査前に決裁されている。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

(7) 備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 4874                    O A用机

物品番号 8291                    事務机（管理職用両袖机）

物品番号 10087                   O A用机

物品番号 12686                   O A用机

固定資産台帳番号 9            図面保管用キャビネット

固定資産台帳番号 20           詰所 信号機 一式

固定資産台帳番号 23           蛇ヶ洞浄水場 高速洗浄器

固定資産台帳番号 27           蛇ヶ洞浄水場 耐震薬品庫

固定資産台帳番号 81           PHメーター

固定資産台帳番号 85           ファックス

固定資産台帳番号 88           顕微鏡装置（13）

固定資産台帳番号 113          ジャーテスター

固定資産台帳番号 135          イオンクロマトグラフ用パソコン及びオートサンプラー

(8) 所管換え手続きがされていないもの。

物品番号 102890                椅子（部長職用）

物品番号 877                    事務机（管理職用両袖机）

(9) 備品登録がされていないもの。

事務机（管理職用両袖机 2台）

椅子（管理職用 3脚）

イ 行政財産使用許可事務

行政財産使用許可書の様式が古く、行政不服審査法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を行うことができる旨の教示がなされていない。

(4) 庶務関係

ア 臨時職員関係

臨時職員勤務実績報告書に超過勤務の記載があるが、臨時職員時間外（休日）勤務命令表が作成されていない。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市長直轄組織 まちづくり協働課
- 第 2 監査期間 令和元年 1 2 月 2 日から令和 2 年 1 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第 4 監査方法

令和元年度（指定管理事務及び補助金等交付事務については平成 3 0 年度を含む。）において執行された令和元年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 契約書に暴力団排除等に係る条項がない。
- (イ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。
- (ウ) 契約の条件となっている書類が契約書に添付されていない。
- (エ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。

(カ) 消費税等改定の影響を受ける契約であるため、10月1日付で変更契約を行うべきものであるが、行われていない。

(2) 指定管理事務及び財産管理事務

基本協定書に基づき作成された指定管理者の備品台帳に、市から貸与している備品が掲載されていない施設があった。また、指定管理者の備品台帳の番号と、市の備品台帳の番号との関連付けが行われていないため、備品の特定が困難な状態となっていた。さらに、基本協定書に基づき指定管理者から報告を受けた備品購入金額と、市の備品台帳に登録されている金額が一致しないものが見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であるため、指定管理者とともに適切な備品管理を行うよう改善されたい。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市地域力向上活動推進補助金

前回監査時に改善指摘を行ったものであるが、補助金交付要綱第5条に補助対象期間の始期として定められている補助金交付決定日より前に実施された事業に対し、補助対象として認定しているものがあった。

補助金交付要綱を再度確認し、実態と補助金交付要綱の整合を図る等、見直しに関する検討を行った上、適正かつ効率的な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 瀬戸市会計規則第25条に定められている検収者が任命されていない。

イ 備品管理

(ア) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 4262 印刷機【道泉地域交流センター】

物品番号 5654 テレビ【效範公民館】

(イ) 備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 105133 テント【新郷地域交流センター】

物品番号 5599 エアコン（冷暖房）

【品野台地域交流センター】

物品番号 100523 太陽光発電機【品野台地域交流センター】

(ウ) 備品登録がされていないもの。

自動車（ADバン）【パーティセと】

ウ 公有財産所管換え事務

(ア) 決裁文書に決裁権者の押印がない。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 こども未来課
- 第 2 監査期間 令和元年 1 2 月 2 日から令和 2 年 1 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第 4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成 3 0 年度を含む。）において執行された令和元年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 施行伺いが、行われていない。
- (イ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。
- (ウ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。
- (エ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。
- (オ) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約で

あるにもかかわらず、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書が作成されていない。

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市病児・病後児一時預かり援助活動補助金

イ 瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金

ウ 瀬戸市子ども会連絡協議会事業補助金

エ 瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金

補助金の交付について、行政処分であるとの認識のもと、補助金要綱の様式(交付決定通知書及び確定通知書)に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がなされているが、実際に通知した交付決定通知書には、当該教示の表示はなく、瀬戸市行政手続条例に基づく事務も行われていなかった。

行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 備品管理

(7) 設置場所が異なっており、かつ、備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 104726 書棚

(1) 備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 103062 キャビネット HTM-069AS-W9

(2) 庶務関係

ア 出納員等関係

(7) 令和元年10月11日の星っこクラブ資料代の領収書(控)で、出納補助員の印で収納すべきところ、出納員の印が押印されている。

イ 臨時職員関係

(7) 臨時職員勤務実績報告書に超過勤務の記載があるが、臨時職員時間外(休日)勤務命令票が作成されていない。(多数)

(1) 休暇簿及び勤務実績報告書で、有給休暇の取得時間に誤りのあるもの。

以上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 都市整備部 建設課
- 第2 監査期間 令和元年12月2日から令和2年1月28日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年10月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

##### ア 愛・パーク管理業務委託

契約書に暴力団排除の条項と契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。

このことについては、平成30年度に文書において是正指導を行ったところであるが、同様の誤りがないか他の契約書の内容を確認し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

### 2 注意事項

#### (1) 契約事務

##### ア 水野駅暫定駐輪場整備付帯工事

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規

則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

イ 南橋陶板撤去工事

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

ウ 宮川モール施設修繕工事

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

エ 西山松原線歩道化検討業務委託

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

オ 南橋陶板清掃業務委託

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

カ 品野曾野線土地鑑定評価業務委託

(ア) 見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

(イ) 施行伺いの前に、見積徴収を行っており、決裁の順序が誤っている。

キ 愛・パーク管理業務委託

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

(2) 指定管理事務

ア 都市公園管理業務

基本協定書にあるとおり、指定管理者に物品の取得及び廃棄等の異動について定期的に報告させておらず、取得した物品を備品台帳に登録していないものがあつた。

(3) 財産管理事務

ア シール等により管理がされていないもの。

物品番号	10184	ベンチ
物品番号	10513	ベンチ
物品番号	10842	ベンチ
物品番号	11171	ベンチ
物品番号	11500	ベンチ
物品番号	11729	ベンチ
物品番号	11876	ベンチ
物品番号	11988	ベンチ
物品番号	12059	ベンチ

以 上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 地域振興部 産業政策課
- 第2 監査期間 令和2年1月6日から令和2年2月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 指定管理事務
  - 4 補助金等交付事務
  - 5 財産管理事務
  - 6 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（指定管理事務及び補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年11月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 補助金等交付事務

##### ア 立地促進奨励金及び雇用促進奨励金

企業立地促進条例に基づく奨励事業者の指定並びに指定に基づく立地促進奨励金の交付及び雇用促進奨励金の交付等は、行政処分として行政救済制度総括部署へ報告がなされ、情報公開されているが、当該指定等に係る相手方への通知文書に行政不服審査法及び行政事件訴訟法の教示がなされていない。

今回監査対象とした当該奨励金のみでなく、他の業務についても関係法規を再度確認するとともに行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 指定管理事務及び財産管理事務

基本協定書第23条第4項で指定管理者に義務付けられている備品台帳の備え付けがなされていなかった。

また、指定管理者へ貸与している備品について、その管理状況に不適切なものが見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であるため、指定管理者とともに適切な備品管理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（平成31年度瀬戸市全域地内（品野連区を除く）有害鳥獣駆除のための捕獲檻等管理業務委託）

消費税等が10%の対象となる契約であり、契約は10%で締結されているが、予定価格の算定が消費税等8%で算定され、文書が保存されている。

イ 業務委託契約書（平成31年度品野連区有害鳥獣駆除のための捕獲檻等管理業務委託）

消費税等が10%の対象となる契約であり、契約は10%で締結されているが、予定価格の算定が消費税等8%で算定され、文書が保存されている。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

(7) 備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 100470 テープライター【道の駅瀬戸しなの】

物品番号 100385 吊戸棚【道の駅瀬戸しなの】

物品番号 100504 電源装置【道の駅瀬戸しなの】

物品番号 5370 サインスタンド【産業支援センター】

(4) 備品シール等による管理がされておらず、かつ、設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。

物品番号 105005 洗浄機

(7) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 100472 パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）

【道の駅瀬戸しなの】

物品番号 100291 パーソナルコンピュータ（ノートパソコン型）

【道の駅瀬戸しなの】

以上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 健康福祉部 保育課
- 第2 監査期間 令和2年1月6日から令和2年2月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年11月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 前回の定期監査において、注意事項として指摘したところであるが、今回も同様の指摘となったものがあった。

また、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において不適切な事項が見受けられた。

今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 契約書で、法改正前の独占禁止法の条項が引用されている。
- (イ) 契約書で、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。
- (ウ) 施行伺いが、行われていない。
- (エ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。

- (イ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。
- (カ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。
- (キ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約であるにもかかわらず、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書が公表されていない。

## 2 注意事項

### (1) 財産管理事務

#### ア 備品管理

- (7) 備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

物品番号 102400 両袖机 イトーキ CZR-147BAB-W9W9

### (2) 庶務関係

#### ア 復命書・出張命令票関係

- (7) 課長の出張命令で、決裁が部長まで回議されていないもの。

(4件)

#### イ 臨時職員関係

- (7) 超過勤務日及び時間が、臨時職員勤務実績報告書と時間外(休日)勤務命令票とで相違しているもの。

以 上

# 監 査 報 告 書

第 1 監査対象 消防本部 消防課・消防署

第 2 監査期間 令和 2 年 1 月 6 日から令和 2 年 2 月 2 5 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 補助金等交付事務
- 4 財産管理事務
- 5 庶務関係

## 第 4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成 3 0 年度を含む。）において執行された令和元年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 2 7 か所）

イ 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 1 0 か所）

ともに契約書に暴力団排除の条項がない。

このことについては、平成 3 0 年度に契約担当部署が文書において是正指導を行ったところであるが、同様の誤りがないか他の契約書の内容を確認し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

### 2 注意事項

#### (1) 契約事務

ア 工事請負契約書（消防署南分署庁舎トップライト改修工事）

施行伺いの設計金額の訂正は不可とされているが、訂正印により修正されている。

イ 工事請負契約書（消防高所カメラ保守業務）

瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により契約結果調書の公表対象案件であるが、公表がなされていない。

(2) 財産管理事務

ア 備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

① 2427 リソグラフ

② 2431 デジタルカメラ

イ 消防団詰所や、連区に設置された備品といったものの備品台帳上の設置場所が誤っている。

ウ 備品シール等により管理されていないものが多数見受けられた。

以 上

# 監査報告書

- 第1 監査対象 都市整備部 都市計画課
- 第2 監査期間 令和2年2月3日から令和2年3月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
  - 2 契約事務
  - 3 補助金等交付事務
  - 4 財産管理事務
  - 5 庶務関係

## 第4 監査方法

令和元年度（補助金等交付事務については平成30年度を含む。）において執行された令和元年12月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 補助金等交付事務

##### ア 土地区画整理事業補助金

瀬戸市土地区画整理事業助成条例に基づく処分は、行政処分の取り扱いがなされているが、瀬戸市行政手続条例に定められた事務手続きの一部が行われていなかった。

今回監査対象とした当該補助金のみでなく、他の業務についても関係法規を再度確認するとともに行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

#### (2) 契約事務

ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 契約書に暴力団排除等に係る条項がない。
- (イ) 工事下請届に記載された請負代金額が誤っている。
- (ウ) 契約約款の一部条項に、内容が誤っている記載がある。
- (エ) 見積徴収通知に、「見積の無効に関する事項」及び法令順守等を明記した「見積に関する注意事項」の記載がない。

## 2 注意事項

### (1) 経理事務

#### ア 支出負担行為決議書

決裁日より前に発注がされているもの。

### (2) 財産管理事務

#### ア 備品管理

- (ア) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。
  - 物品番号 1534 I T O 4 2 R 図面庫
  - 物品番号 12561 オープン書庫
  - 物品番号 7041 事務机
- (イ) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
  - 物品番号 105061 K F - 4 3 6 G B - T 1 T 1

背張ひじ掛回転椅子

以上

# 監査報告書

- 第1 監査対象** 幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園  
所管課 健康福祉部保育課
- 第2 監査期間** 令和2年2月3日から令和2年3月25日まで
- 第3 監査項目**
- 1 経理事務
  - 2 財産管理事務
  - 3 庶務関係
  - 4 防災・防犯対策
  - 5 施設（遊具）安全点検

## 第4 監査方法

令和元年度において執行された令和元年12月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

## 第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

##### ア 督促状（給食費）及び催告状（給食費）

令和元年10月からの保育無償化に伴い、3歳から5歳児については、「保育料（副食費を保育料の一部として徴収）」の徴収（＝公債権）から「給食費（主食費＋副食費）」の徴収（＝私債権）となった。

しかし、督促状及び催告状は、従前の様式のまま保育課が出力し、各園の園長が子どもの送迎時に直接保護者に手渡ししている。

その様式は、種目が「保育料」と記載されており、督促状には私債権は対象とならない、行政不服審査法に基づく「不服がある場合には審査請求をすることができる」旨の教示文が記載されている。

行政課、財政課及び情報政策課等に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

## 2 注意事項

### (1) 経理事務

- ア 保育料の領収書控で、納入者の氏名の記載がないもの。  
(幡山東保育園)

### (2) 財産管理事務

#### ア 備品管理

- (7) 備品シール等による管理がされていないもの。(幡山南保育園)  
備品番号 003812 折り畳み椅子 来賓用椅子セット  
備品番号 105153 ワイヤレスマイク WM-1220 TOA製

### (3) 庶務関係

#### ア 臨時職員関係

- (7) 臨時職員勤務実績報告書に超過勤務の記載があるが、臨時職員時間外(休日)勤務命令票が作成されていない。  
(全件 幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園)
- (イ) 休暇簿で、今年の付与日数が記入されておらず、休暇付与日数がわからないもの。(幡山南保育園)
- (ロ) 臨時職員勤務実績報告書は欠勤となっているが、欠勤の決裁がないもの。(幡山南保育園)
- (ハ) 休暇簿で、園長の押印のないもの。(3件 原山保育園)
- (ニ) 欠勤記録簿で、園長の押印のないもの。(4件 原山保育園)
- (ホ) 欠勤記録簿で、時間の記載がなく、主任保育士及び園長の押印のないもの。(原山保育園)

### (4) 防災・防犯対策

#### ア 消防計画書

- (7) 第6条に記載のある「防火管理台帳」として、整備されていない。  
(幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園)

以 上

# 監 査 報 告 書

## 第 1 監査対象

財政援助団体 瀬戸市スポーツ協会  
所 管 課 地域振興部 スポーツ課

第 2 監査期間 令和元年 10 月 1 日から令和元年 11 月 25 日まで

第 3 監査項目 1 補助金等に係る出納その他の事務

## 第 4 監査方法

平成 30 年度及び令和元年度において執行された令和元年 8 月末日までの補助金等に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 改善事項

(1) 瀬戸市スポーツ協会の運営預金口座として、運営用預金口座と事業用預金口座の 2 口座を持っているが、各預金口座の時点残高の正確性を把握するための出納簿がなく、決算時以外で協会内でのチェックが行われていなかった。

適正な経理と正確な残高を把握するために必要な出納簿等を作成した上、経理担当者だけでなく、協会内で常にチェックすることができる内部統制環境を整えられたい。

### 2 検討事項

(1) スポーツ課においては、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第 2 条にて、補助対象経費は「事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が定める経費」とされているが、補助対象経費の明確な算定根拠が作成されていなかった。

また、瀬戸市スポーツ協会においては、市の補助対象となっている事業である各加盟団体への助成事業の一部で、助成金の明確な算定根拠が作成されていなかった。

市の補助金は、公益上必要があると認められたことにより交付されて

いることから、その利用にあたっては、公平性や透明性等が求められる。  
市民に向け、説明責任を果たすことができるよう検討されたい。

### 3 注意事項

#### (1) スポーツ課

##### ア 補助金交付等に関する一連の事務

- (7) 平成30年度分実績報告書について、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第13条に定められている、事業終了後30日以内に受領しておらず、令和元年5月29日に受領している。
- (4) 瀬戸市スポーツ協会補助金の補助対象事業である加盟団体育成事業で、交付した各加盟団体からの事業報告書の一部に不備があるまま、実績報告書を受領している。

#### (2) 瀬戸市スポーツ協会

##### ア 市への補助金請求及び受領に関する一連の事務

- (7) 平成30年度分実績報告書について、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第13条に定められている、事業終了後30日以内に提出しておらず、令和元年5月29日に提出している。
- (4) 瀬戸市スポーツ協会補助金の補助対象事業である加盟団体育成事業で、助成金を交付した各加盟団体からの事業報告書に領収書の写しが添付されていない団体がある。(5団体)

##### イ 団体運営関係事務(組織、会議、会計)

- (7) 事業用預金口座の利息が、計上されていない。
- (4) 瀬戸市スポーツ協会の職員退庁後に、公印保管場所が施錠されていない。

##### ウ 団体運営関係事務(経理)

- (7) スポーツ教室開催事業(歳出科目:2款1項1目)で、窓口で收受した参加者受講料を各加盟団体に支出する際に、スポーツ安全保険料を控除した額を支出しているが、瀬戸市スポーツ協会は、スポーツ安全保険料を別途他教室のものとまとめて支払いをしているため、適切に支払いがなされたことが容易に確認できない。
- (4) 大会開催事業(歳出科目:2款1項2目)で、参加申込みを受け、大会参加費を收受しているが、当日收受金額確認後に、申込書を各加盟団体へ送付してしまうため、後日適正な件数金額で收受できていたのか確認できない。

以上

# 監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 瀬戸市自治連合会  
所管課：市長直轄組織 まちづくり協働課
- 第 2 監査期間 令和 2 年 2 月 3 日から令和 2 年 3 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目 1 補助金等に係る出納その他の事務

## 第 4 監査方法

平成 3 0 年度及び令和元年度において執行された令和元年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、現地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効果的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

## 第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

### 1 検討事項

#### (1) 所管課 まちづくり協働課

市の補助金は、その利用にあたっては、市民に対し説明責任が果たせるよう、要綱で補助金の対象経費を明確にすることが望ましい。

また、瀬戸市自治連合会ほどの財政規模、構成団体の規模からすれば、会計規則、決裁規則、内規等が整備されている場合が多く、支出額の名目、根拠を明確にしている。このことから、団体に対し規程類の整備を要請し、補助金の利用に関し、より公平性、透明性を確保できるよう検討されたい。

### 2 注意事項

#### (1) 所管課 まちづくり協働課

ア 平成 3 0 年度の実績報告書の受領の決裁がとられていない。

#### (2) 瀬戸市自治連合会

ア 市への補助金申請、請求、実績報告書の提出に関し、団体内で決裁がとられていない。

以 上

# 令和元年度 工事監査報告書

## 第1 監査対象

(仮称) 瀬戸市立小中一貫校建設 (建築) 工事

## 第2 監査期間

令和元年10月1日から令和元年11月25日まで

## 第3 監査の実施方法

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工事用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点の主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

## 第4 工事の概要

- 1 場 所 瀬戸市中山町地内
- 2 目 的 小学校6年間一度もクラス替えができない状況があったり、中学校で部活動が成立しないといった少子化による課題と共に、老朽化が進む一部の小中学校について、本市が最優先に取り組むべき喫緊の課題であることから、モデル地区を定め、小中学校の適正規模、適正配置の実現に向け整備を行うもの。
- 3 工事内容
  - 全体 構造：RC造一部S造 階数：地上2階 地下1階  
敷地面積：82,344.69 m<sup>2</sup>  
建築面積：10,919.53 m<sup>2</sup>  
延床面積：15,629.13 m<sup>2</sup>
  - 校舎棟 構造：RC造一部S造 階数：地上2階 地下1階  
建築面積：7,238.91 m<sup>2</sup>  
延床面積：12,134.47 m<sup>2</sup>
  - 体育館棟 構造：RC造一部S造 階数：地上2階  
建築面積：3,020.58 m<sup>2</sup>  
延床面積：3,234.97 m<sup>2</sup>
  - プール棟 構造：RC造 階数：地上1階  
建築面積：139.33 m<sup>2</sup>  
延床面積：102.58 m<sup>2</sup>
  - 体育器具庫 構造：RC造 階数：地上1階  
建築面積：167.45 m<sup>2</sup>  
延床面積：149.65 m<sup>2</sup>
  - 窯 構造：RC造 階数：地上1階  
建築面積：20.00 m<sup>2</sup>

延床面積：20.00 m<sup>2</sup>

4 請負業者

- (1) 工事請負業者 株式会社 鴻池組名古屋支店
- (2) 設計・工事監理 株式会社 久米設計名古屋支社

5 契約金額

- (1) その1 3,889,392,120 円 (税込)
- (2) その2 178,220,520 円 (税込)
- (3) その3 317,187,360 円 (税込)

6 工事期間

- (1) その1 平成30年5月15日から令和3年2月26日まで
- (2) その2 平成30年7月31日から令和元年11月29日まで
- (3) その3 令和元年6月26日から令和元年11月29日まで

7 進捗状況 令和元年9月末日現在 72.8% 計画どおり

**第5 監査の結果**

本工事は、おおむね良好な施工状態と認められた。

ただし、次の指摘のとおり、一部不適切な部分が見受けられたので、適切な処理をされたい。

1 工事の進捗状況について、出来高数値がその1、その2及びその3の3本の工事を集計して取りまとめられていた。

また、工程管理及び履行報告書についても、3本の工事がまとめられていた。

2 建設業法等に基づく工事現場掲示物について、記載方法及び掲示すべき許可票等に不適切な部分が見受けられた。

また、掲示すべき調査結果が掲示されてなかった。

以 上